令和4年度第1回袖ケ浦市選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和4年6月1日(水)

午前10時開会、午前10時20分閉会

- 2 開催場所 袖ケ浦市役所 7階会議室
- 3 出席者 ・委員 御園豊委員長、山口貴一職務代理 小尾明委員、岡田康正委員(欠席委員なし)
 - · 事務局 森事務局長、篠原副主幹、廣岡主任書記
- 4 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員5人、傍聴人数なし

- 5 議題
- 日程第1 会議録署名人の指名について 小尾委員とする。
- 日程第2 議件
 - 議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者 並びに選挙人名簿登録者数の確定について
 - ① 説明

御園委員長)事務局に説明を求める。

篠原副主幹)内容は資料のとおりで、3月1現在の選挙時登録者数53,890人に対し、登録者が675人、抹消者が589人で、今回登録者数は86人増の53,976人となっております。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

- 議案第2号 在外選挙人名簿から抹消することについて
 - ①説明

御園委員長)事務局に説明を求める。

篠原副主幹)内容は資料のとおりで、住所を定めた年月日として戸 籍の附票に記載された日後4か月を経過するに至ったことから、 公職選挙法第30条の11第2項の規定により本日抹消するものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第3号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

① 説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

篠原副主幹)国外転出したものが国の選挙の際に投票を行うため、 在外選挙人名簿に登録するもので、今回は公職選挙法第30条の 5の規定により領事館を通じて申請があったものです。

公職選挙法施行令第23条の5第1項の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格について、調査をした結果、被登録資格を有する者であったことから、公職選挙法第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録しようとするものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第4号 登録の移替えの延期を定めることについて

① 説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

篠原副主幹)公職選挙法施行令第17条の規定により、住所・投票 区の変更を行っておりますが、ただし書きで、任期が終わる日の 前60日からその選挙期日までは、移し替えを選挙期日後まで延 期することが、出来るとなっております。

今回の参議院議員通常選挙ですと任期が7月24日であり、その60日前の5月25日から選挙期日の7月10日までは、移し替えを延期することが出来ます。しかしながら、移し替えをしないということは、転居しても前の投票区で投票を行わなければな

らないため、短い期間であるほうが利便性は向上します。

本選挙では選挙人名簿を確定し、入場券の作成を6月1日に行いますので、それ以降は移し替えをしないこととし、令和4年6月1日から令和4年7月10日までを登録の移替えを延期する期間とするものです。

②意見、質疑、採択 意見質疑等なく、全員賛成により承認

その他

- ・次回選挙管理委員会の予定について
- ・期日前投票会場の一部変更について 市役所7階会議室が市民会館1階会議室に変更になる。